

○福知山市議会会議規則施行規程（昭和36年3月10日議会告示第2号）

○福知山市議会会議規則施行規程

昭和36年3月10日議会告示第2号

改正

平成24年3月1日議会告示第1号

福知山市議会会議規則施行規程

福知山市議会会議規則施行規程（昭和26年福知山市議会規程第1号）の全部を、次のように改正する。

（選挙投票用紙）

第1条 福知山市議会会議規則（以下「規則」という。）第27条の規定により選挙投票用紙の様式を、別記第1号様式のとおり定める。

（賛否投票用紙）

第2条 規則第89条の規定により賛否投票用紙の様式を、別記第2号様式のとおり定める。

（請願表）

第3条 規則第94条第3項の規定により請願書の様式を、別記第3号様式のとおり定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から、施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に福知山市議会に提出されている請願書は、この規程により提出されたものとみなす。

附 則（平成24年3月1日議会告示第1号）

この規程は、告示の日から施行する。